



## 反社会的勢力でないことへの誓約に関するお願い

いわき商工会議所では、ご入会にあたり、反社会的勢力でないことの誓約をして頂き、誓約がない場合には、入会をお断り致します。なお、反社会的勢力である事実が判明した場合には、警察等と連携して、排除を進め、不法行為があった場合には法的措置（民事・刑事）を講じることになります。

### 反社会的勢力でないことへの誓約

いわき商工会議所 会頭 様

私及び私の所属する企業は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく誓約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、入会を拒否または、会員資格を剥奪されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任と致します。

①いわき商工会議所への入会に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約致します。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業
5. 暴力団員でなくなってから、5年を経過していない者
6. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
7. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当に関係にある者

- イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
- ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に避難されるべき関係にあると認められること

②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約致します。

1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いていわき商工会議所の信用を毀損し、業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

③上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。